

村立小中学校への二学期制を導入します

令和2年4月より、新学習指導要領の改訂による新たな学習内容の増加に対応し、小中学校の授業時間の更なる確保、児童生徒の学びの質の向上並びに教職員の働き方改革のため、村立小中学校への二学期制を導入いたします。

■ 二学期制では、前期と後期の二つの学期に分かれて学習します

◎二学期制のイメージ

3学期制	春休み ←	1学期					夏休み	2学期					冬休み	3学期			春休み →
		始業式○				終業式○		始業式○						終業式○	始業式○		
		4	5	6	7	8		9	10	11	12		1	2	3		
2学期制	春休み ←	前期（1学期）					夏休み	後期（2学期）					冬休み	3学期			春休み →
		始業式○						終業式○	始業式○						終業式○	始業式○	

- ・ 通知表の回数が年3回から2回になります。
- ・ 前期と後期の間の特別な休み（秋休み）はとりません。
- ・ 夏季休業・冬季休業・学年末学年始め休業は従来と同じです。



■ 二学期制導入の目的

1. 児童生徒の学校生活の一層の充実を図るとともに学びの質の向上を図ります。
2. 授業時間の更なる確保を図ります。*
3. 働き方改革を進め、教職員が児童生徒と向き合う時間を更に増やします。

※新学習指導要領で、小学5・6年生は「外国語科」、3・4年生は「外国語活動」が必修化され、年間の授業時間は小学3年～6年の各学年で35時間増えることとなります。またプログラミング教育も新たに実施されます。

■ 問合せ 教育委員会学校教育課 ☎029-885-0340

運転中のスマホ使用に対する 罰則が強化 されました！

令和元年12月1日に施行された道路交通法改正により、運転中のスマホ等の使用に対する罰則が強化されました。



改正前

①運転中にスマホ等を使用した場合（通話や画像注視）

- ・ 罰 則 5万円以下の罰金
- ・ 反則金 大型7千円、普通6千円、二輪6千円、原付5千円
- ・ 点 数 1点



②運転中にスマホ等を使用したことで交通の危険が生じた場合

- ・ 罰 則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ・ 反則金 大型1万2千円、普通9千円、二輪7千円、原付6千円
- ・ 点 数 2点

改正後

①運転中にスマホ等を使用した場合（通話や画像注視）

- ・ 罰 則 6月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ・ 反則金 大型2万5千円、普通1万8千円、二輪1万5千円、原付1万2千円
- ・ 点 数 3点

②運転中にスマホ等を使用したことで交通の危険が生じた場合

- ・ 罰 則 1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- ・ 反則金 適用なし（反則金制度の対象外となり、すべて罰則の対象に）
- ・ 点 数 6点（免許停止）

■ 問合せ 稲敷警察署 ☎029-893-0110